平成２１年（フ）第１８６７号
さいたま市見沼区大字南中丸1376番地１　松島コーポ206号
債務者　長岡　生朗
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
埼玉県桶川市鴨川１丁目18番24号　サンシティ１号
債務者　尾上　真澄
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
埼玉県上尾市向山１丁目48番地１
債務者　大河内久美子
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
新潟県長岡市青葉台４丁目13番地８
債務者　山宮幸四郎
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
新潟県長岡市青葉台４丁目13番地８
債務者　山宮　明美
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
新潟県魚沼市干溝2207番地７
債務者　星野　　稔
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
新潟県魚沼市干溝2207番地７
債務者　星野　洋子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
新潟県魚沼市穴沢1220番地８
債務者　浅井　文夫
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
新潟県魚沼市穴沢1220番地８
債務者　浅井　雪枝
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ16―202号
債務者　大本　明美
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７号
岡山県倉敷市真備町箭田3524番地　市営箭田団地２棟８号
債務者　藤原　保夫
１　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
岡山県総社市中央１丁目19番85号
債務者　山﨑　紀子
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４０７８号
札幌市南区澄川５条４丁目９―10、住民票上の住所札幌市南区真駒内17番地　陸上自衛隊真駒内駐屯地102ＧＳ／Ｂｎ
債務者　渋谷　　拓
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３５０号
札幌市北区あいの里３条７丁目１番６号
債務者　竹崎　憲一
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３５１号
札幌市北区あいの里３条７丁目１番６号
債務者　竹崎　良子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０４号
札幌市中央区南２条西12丁目323番地８　ロイヤルハイアット303号
債務者　斎藤乃里江
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１号
札幌市白石区本通９丁目南８番１号　レオパレス南郷７丁目第12―203号
債務者　澤　　朋広
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８号
北海道恵庭市柏木町549番地の159
債務者　平山　久子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部